

「新西部工場(仮称)整備事業」入札説明書等 修正箇所対照表

令和7年7月14日

令和7年4月21日付で公表した入札説明書等を以下のとおり修正しました。

No	資料名	頁	項目名	修正前	修正後									
1	入札説明書		別紙 閲覧等資料リスト		<以下の2つの資料を追加> <table><tr><th>資料名</th><th>閲覧等場所</th><th>取扱</th></tr><tr><td>西部破砕選別処理施設建設工事 工事記録写真</td><td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所:〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td><td>閲覧 借受</td></tr><tr><td>クリーンパーク西部地形測量委託成果簿</td><td>福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所:〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号</td><td>配布 (PDF)</td></tr></table>	資料名	閲覧等場所	取扱	西部破砕選別処理施設建設工事 工事記録写真	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所:〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受	クリーンパーク西部地形測量委託成果簿	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所:〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)
資料名	閲覧等場所	取扱												
西部破砕選別処理施設建設工事 工事記録写真	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所:〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	閲覧 借受												
クリーンパーク西部地形測量委託成果簿	福岡市環境局施設部西部工場再整備課 住所:〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号	配布 (PDF)												
2	設計・施工一括契約書(案)	1	総則 第1条	4 受注者(受注者が共同企業体を結成している場合には、その構成員を含む。)は、整備事業共同企業体協定書又はコンソーシアム協定書により、この契約に基づく業務を共同 <u>連帯</u> して請け負い、各業務を頭書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下、この契約に従い作成された設計業務に関する成果物を「設計成果物」、この契約に従い <u>工事を実施し</u> 完成したものを「工事目的物」、工事監理業務に関する提出書類のことを「工事監理成果物」といい、設計成果物、工事目的物及び工事監理成果物を合わせて「本件成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。この契約に定める、受注者のすべての支払	4 受注者(受注者が共同企業体を結成している場合には、その構成員を含む。)は、整備事業共同企業体協定書又はコンソーシアム協定書により、この契約に基づく業務を共同して請け負い、各業務を頭書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下、この契約に従い作成された設計業務(プラント設備工事、土木建築工事、資源化センター地下構造物撤去工事、現計量棟解体工事、その他要求水準書に定める工事に係る設計業務をいう。以下同じ。))に関する成果物を「設計成果物」、この契約に従い <u>建設業務(プラント設備工事、土木建築工事、資源化センター地下構造物撤去工事、現計量棟解体工事、その他要求水準書に定める工事に係る建設業務をい</u>									

N o	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
				いの請求（前払金、中間前払金、部分引渡し等を含む。）は、代表企業が請求するものとし、発注者は、当該請求について、代表企業に対して支払いをすることをもって、受注者への弁済とする。	<u>う。以下同じ。）により完成したものを「工事目的物」、工事監理業務（要求水準書に定める工事監理業務をいう。以下同じ。）</u> に関する提出書類のことを「工事監理成果物」といい、設計成果物、工事目的物及び工事監理成果物を合わせて「本件成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。この契約に定める、受注者のすべての支払いの請求（前払金、中間前払金、部分引渡し等を含む。）は、代表企業が請求するものとし、発注者は、当該請求について、代表企業に対して支払いをすることをもって、受注者への弁済とする。
3	設計・施工一括契約書（案）	2	総則 第1条	13 この契約書第2章の規定は設計業務（ <u>調査及び解体設計を含む。以下同じ。）</u> についてのみ、第3章の規定は工事監理業務についてのみ、第4章の規定は建設業務（ <u>解体工事を含む。以下同じ。）</u> についてのみ適用する。なお、第2章の「業務」は設計業務を、第3章の「業務」は工事監理業務を、第4章の「業務」は建設業務をそれぞれ個別に指すものとする。	13 この契約書第2章の規定は設計業務についてのみ、第3章の規定は工事監理業務についてのみ、第4章の規定は建設業務についてのみ適用する。なお、第2章の「業務」は設計業務を、第3章の「業務」は工事監理業務を、第4章の「業務」は建設業務をそれぞれ個別に指すものとする。

N o	資料名	頁	項目名	修正前	修正後
4	設計・施工一括契約書（案）	54	受注者の連帯責任 第 131 条	第 131 条 受注者（受注者が共同企業体を結成している場合には、 <u>その構成員を含む。</u> 当該共同企業体が既に解散しているときも同じ。）は、発注者に対し、この契約に定める受注者 <u>の一切の債務</u> （受注者が共同企業体を結成している場合には、その構成員 <u>は、当該受注者の一切の責任）につき、受注者全員で</u> 連帯して負担する。	第 131 条 受注者（受注者が共同企業体を結成している場合には、 <u>設計業務及び建設業務を担当する構成員とする。</u> 当該共同企業体が既に解散しているときも同じ。）は、発注者に対し、この契約に定める受注者（受注者が共同企業体を結成している場合には、その構成員 <u>全員）の一切の責務につき、</u> 連帯して負担する。